

(別添様式10)

DOCUMENT NUMBER	ICCAT SWORDFISH RE-EXPORT CERTIFICATE				
<b>RE-EXPORT SECTION</b>					
<b>1. RE-EXPORTING COUNTRY / ENTITY / FISHING ENTITY</b> JAPAN					
<b>2. POINT OF RE-EXPORT</b>					
City	SHIMIZU	State / Province	SHIZUOKA	Country / Entity / Fishing Entity	JAPAN
<b>3. DESCRIPTION OF IMPORTED FISH</b>					
Product Type (*) F / FR RD / GG / DR / FL / ST / OT		Net Weight (kg)	Flag country / Entity / Fishing Entity	Date of Import	
FR RD		1,000	TAIWAN	2008.05.23	
<b>4. DESCRIPTION OF FISH FOR RE-EXPORT</b>					
Product Type (*) F / FR RD / GG / DR / FL / ST / OT		Net Weight (kg)			
FR FL		100			
* F = Fresh, FR = Frozen, RD = Round, GG = Gilled and Gutted, DR = Dressed, FL = Fillet, ST = Steak, OT = Other (Describe the type of product.)					
<b>5. RE-EXPORTER CERTIFICATION</b> For export to countries/entities/fishing entities that have adopted the ICCAT alternative minimum size for swordfish, the exporter must certify that the listed Atlantic swordfish are greater than 15kg (33 lb.) or if pieces, the pieces were derived from a swordfish weighing > 15 kg.					
I certify that the above information is complete, true and correct to the best of my knowledge and belief.					
Name / Company Name		Address	Signature	Date	License # (if applicable)
社名・住所・申請日・サインを記入する。 ※サイン以外は英語で記入する。					
<b>6. GOVERNMENT VALIDATION</b> I validate that the above information is complete, true and correct to the best of my knowledge and belief.					
Name & Title		Organization	Signature	Date	Government Seal
<b>IMPORT SECTION</b>					
<b>7. IMPORTER CERTIFICATION</b> I certify that the above information is complete, true and correct to the best of my knowledge and belief.					
<b>Importer Certification (Intermediate Country / Entity / Fishing Entity)</b>					
Name		Address	Signature	Date	License # (if applicable)
<b>Importer Certification (Intermediate Country / Entity / Fishing Entity)</b>					
Name		Address	Signature	Date	License # (if applicable)
<b>Importer Certification (Intermediate Country / Entity / Fishing Entity)</b>					
Name		Address	Signature	Date	License # (if applicable)
<b>Final Point of Import</b>					
City:		State/Province:	Country/Entity/Fishing Entity:		

NOTE: If a language other than English is used in completing this form, please add the English translation on this document.

## めかじき再輸出証明書記入要領

2001年の ICCAT 勧告に従い、再輸出（めかじきを漁獲した漁船の旗国等からの輸出後に、国又は地域（保税地域を除く。）を経由することをいう。）されためかじきを我が国に輸入するめかじき取扱業者は、めかじきを漁獲した漁船の旗国等からの輸出後に経由国等が存在する場合には、最終経由国等の政府職員又は政府が権限を委譲した機関（例えば商工会議所）により確認されためかじき再輸出証明書（以下「再輸出証明書」という。）の提出が求められます。なお、当該再輸出証明書には、当該貨物のめかじきが最終経由国等に輸入された際に添付されていためかじき統計証明書（以下「統計証明書」という。）の写しで、最終経由国等の政府職員又は政府が権限を委譲した機関により確認されたものの添付が必要とされています。また、複数の経由国等が存在する場合（欧州共同体を構成する国から輸出され、他の欧州共同体を構成する国に輸入された場合を除く。）には、最終経由国等以外の経由国等（以下「中間経由国等」という。）の政府職員又は政府が権限を委譲した機関によって確認された再輸出証明書の写しで、最終経由国等の政府職員又は政府が権限を委譲した機関により確認されたものについても添付が必要とされています。完全に記載され、かつ、有効な再輸出証明書が添付されためかじきのみが我が国への輸入を認められます。適切でない再輸出証明書が添付された貨物は、ICCAT のめかじき保存努力に反した非合法的な貨物と見なされ、適切な再輸出証明書が提出されるまでの間通関は停止となります。適切でないとは、再輸出証明書の紛失、統計証明書の写しの紛失、不完全な記載、無効な再輸出証明書あるいは不正申告をいいます。

この記入要領に従って再輸出証明書の輸出業者、輸入業者、政府確認等の欄の記入を行ってください。英語以外の言語で記入する場合は、再輸出証明書に英訳を記入してください。

注：めかじきが中間経由国等を経由することなく我が国に直接輸出される場合、貨物のすべてのめかじきを1枚の再輸出証明書に記載できますが、中間経由国等を経由して輸出される場合は、あらかじめ最終目的地別に再輸出証明書を作成するか、経由国等でのいかなる分割にも対応できるよう貨物1荷口につき1枚の再輸出証明書を用意してください。めかじきの魚肉以外の部分、即ち、頭、目、卵、内臓及び尾の輸入は、再輸出証明書がなくても認められます。

## 記 入 要 領

文書番号：

この欄は、再輸出証明書を発行する国又は地域が、国又は地域別コード付きの番号を付すために設けられたもの。

### (1) 再輸出国又は地域

貨物のめかじきを再輸出し、かつ、再輸出証明書を発給した国又は地域名を記入すること。ICCAT 勧告によると、貨物のめかじきを再輸出した国又は地域がこの再輸出証明書を発給できる。

### (2) 再積み出し地

再輸出のためにめかじきを積み出した場所の国・地域名、州・県名、市町村名を記入すること。

### (3) 輸入された魚に関する記述

再輸出業者は、輸入された貨物のめかじきについて、以下の情報を可能な限り正確に提供しなければならない。注：1行に1製品形態を記入すること。

#### ① 製品形態：

貨物の製品形態を生鮮 (F)、冷凍 (FR) 別に、丸 (RD)、えらはら抜き (GG)、ドレス (DR)、フィレ (FL)、ステーキ (ST)、その他 (OT) に区分すること。「その他 (OT)」の場合は、製品形態を具体的に記入すること。

#### ② 製品純重量：

製品純重量をキログラムで記入すること。

#### ③ 旗国又は地域：

統計証明書を発給した国又は地域名を記入すること。

#### ④ 輸入日：

再輸出する国又は地域に輸入された日付を記入すること。

### (4) 再輸出される魚に関する記述

再輸出業者は、再輸出される貨物のめかじきについて、以下の情報を可能な限り正確に提供しなければならない。注：1行に1製品形態を記入すること。

#### ① 製品形態：

貨物の製品形態を生鮮 (F)、冷凍 (FR) 別に、丸 (RD)、えらはら抜き (GG)、ドレス (DR)、フィレ (FL)、ステーキ (ST)、その他 (OT) に区分すること。「その他 (OT)」の場合は、製品形態を具体的に記入すること。

#### ② 製品純重量：

製品純重量をキログラムで記入すること。

(5) 再輸出業者証明

貨物のめかじきを再輸出する個人又は会社は、名前、住所、署名、再輸出した日付及び再輸出業者許可番号（許可番号がある場合のみ）を記入すること。

(6) 政府確認

この再輸出証明書に署名する政府職員の氏名及び役職名を記入すること。当該職員は、この再輸出証明書に記載されているめかじきを再輸出する国若しくは地域の政府の権限ある当局の職員又は政府の権限ある当局によりその権限を委譲された者若しくは機関でなければならない。

(7) 輸入業者証明

再輸出されためかじきを輸入する個人又は会社は、名前、住所、署名、輸入した日付、輸入業者許可番号（許可番号がある場合のみ）及び最終輸入地を記入すること。経由国等の輸入業者は経由国等の欄に記入すること。